

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	道路位置の指定
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	建築基準法 第42条第1項第5号
法令(例規)番号	昭和25年法律第201号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 20 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 20 日</p>
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 都市計画担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>建築基準法第42条 建築基準法施行令第144条 北海道の道路位置指定基準に準拠</p> <p>特定行政庁 市町村 特定行政庁以外 北海道(標準処理期間80日)</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア: 審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ: 実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	都市計画施設の区域内等における建築物の建築の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	都市計画法 第53条第1項
法令(例規)番号	昭和43年法律第100号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 20 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 20 日</p>
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 都市計画担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(許可の基準)</p> <p>第54条 都道府県知事等は、前条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。</p> <p>(2) 当該建築が、第11条第3項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。</p> <p>(3) 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。</p> <p>イ 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>ロ 主要構造部(建築基準法第2条第5号 に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>㊦：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	優良宅地の認定
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	租税特別措置法 第28条の4第3項第7号イ及び第68条の69第3項第7号イ
法令(例規)番号	租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 20 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 20 日</p>
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 都市計画担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則 開発許可制度の手引き(北海道作成)</p> <p>申請面積 1000㎡以上 北海道(標準処理期間44日、内所管30日)</p> <p>申請面積 1000㎡以下 市町村</p> <p>申請実績無し</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	道路工事の許可(変更許可を含む。)
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	道路法 第24条
法令(例規)番号	昭和27年法律第180号
標 準 処 理 期 間	総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 7 日
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 管理担当
審 査 基 準 の 内 容	(道路管理者以外の者の行う工事) 第24条 道路管理者以外の者は、第12条、第13条第3項、第17条第4項又は第19条から第22条までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。
	審査基準の未設定理由 ㊦：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	道路占用の許可(変更許可を含む。)
法令(例規)名及び根拠条項	道路法 第32条第1項及び第3項
法令(例規)番号	昭和27年法律第180号
標準処理期間	総日数 7 日(美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 3 日 処分機関 4 日
所管部署名	建設水道部 建設グループ 管理担当
審査基準の内容	(道路の占用の許可) 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設 (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設 (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。 (1) 道路の占有(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的 (2) 道路の占有の期間 (3) 道路の占有の場所 (4) 工作物、物件又は施設の構造 (5) 工事実施の方法 (6) 工事の時期 (7) 道路の復旧方法 (道路の占用の許可基準) 第33条 道路管理者は、道路の占有が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。 2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占有については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

	<p>(1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

処 分 の 概 要	道路占用料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町道路占用条例 第12条
法令(例規)番号	昭和28年美幌町条例第13号
標 準 処 理 期 間	総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 7 日
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 管理担当
審 査 基 準 の 内 容	第12条 町長は、占用が次に該当するものは、占用者の申請により占用料の額の一部又は全部を免除することがある。 (1) 法第39条第1項ただし書に該当する事業又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のために占用するとき。 (2) 前号のほか、町長が必要と認めた占用
	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	河川占用の許可(変更許可を含む。)
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町普通河川条例 第8条、第9条
法令(例規)番号	平成12年美幌町条例第32号
標 準 処 理 期 間	総日数 7 日(美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 7 日
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 管理担当
審 査 基 準 の 内 容	(許可を要する行為) 第8条 普通河川において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、この条例に基づく規則の定めるところにより、普通河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、普通河川管理者が指定した行為を除く。 (1) 普通河川の流水を占有すること。 (2) 河川敷地を占有すること。 (3) 普通河川において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (4) 河川敷地において、土石その他の産出物を採取すること。 (5) 普通河川において、草木を栽植すること。 (6) 普通河川において、土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更すること。 (7) 普通河川において、土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。 (8) 前各号のほか、普通河川に影響を及ぼすおそれのある行為(他の法律等による許可等を受けた行為を除く。) (汚水の排出) 第9条 普通河川に1日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該事業、汚水を排出する施設又は汚水の排出について他の法令等の認可等の処分を受け、又は届出をしているときはこの限りでない。 2 前項本文の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更したとき、又は汚水の排出を廃止したときは、遅滞なくその旨を普通河川管理者に届け出なければならない。 3 普通河川管理者は、異常な濁水等により普通河川の汚濁が著しく進行し、普通河川の管理に重大なる支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、普通河川に汚水を排出する者に対し、排出する汚水の量を減ずること又は汚水の排出を一時停止することその他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	河川占用料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町普通河川条例 第21条
法令(例規)番号	平成12年美幌町条例第32号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 管理担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(占用料等) 第21条 2 国、道又は市町村等が収益を目的としない事業及び町長が特別の事由があると認めるときは、占用料等を減免することができる。</p>
	<p>審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	都市公園法 第5条第2項
法令(例規)番号	昭和31年法律第79号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 維持担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)</p> <p>第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする</p> <p>2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。</p> <p>(1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの</p> <p>(2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの</p> <p>3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、10年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	行為の制限に係る許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町都市公園条例 第3条
法令(例規)番号	昭和40年美幌町条例第15号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 維持担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 露店及び興業を行うこと。</p> <p>(2) 展示会、その他これらに類する催しのために、公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>(3) 野球場及び陸上競技場夜間照明施設を利用すること。</p> <p>(4) 運動公園施設を、試合等のために全部又は一部を占有して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>4 町長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>5 町長は、前項の規定にかかわらず集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認められるときは、その使用を許可しない。</p> <p>6 町長は、第1項又は第3項の許可に、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	公園使用料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町都市公園条例 第14条
法令(例規)番号	昭和40年美幌町条例第15号
標 準 処 理 期 間	総日数 4 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 4 日
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 維持担当
審 査 基 準 の 内 容	(使用料の減免) 第14条 町長は、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者の責に帰することのできない理由によつて、それらの許可に係る行為をすることができなくなった場合、その他町長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。
	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	排水設備設置義務の免除に係る許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	下水道法 第10条第1項ただし書
法令(例規)番号	昭和33年法律第79号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 維持担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(排水設備の設置等)</p> <p>第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者</p> <p>(2) 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者</p> <p>(3) 道路(道路法(昭和27年法律第180号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者</p> <p>第10条第1項ただし書中「特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合」については「昭和38年2月8日建設省都発第19号都道府県知事宛建設省都市局長通知」による。</p> <p>法第10条第1項ただし書中「政令で定める場合」については、下水道施行令第7条の規定による。</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	下水道法 第16条
法令(例規)番号	昭和33年法律第79号
標 準 処 理 期 間	総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 7 日
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 維持担当
審 査 基 準 の 内 容	(公共下水道管理者以外の者の行う工事等) 第16条 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。 法第16条ただし書中「政令で定める軽微なもの」については次の規定による。 【下水道法施行令】 (承認を要しない軽微な施設の維持) 第10条 法第16条 ただし書(法第25条の10及び第31条において準用する場合を含む。)に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠の開渠である構造の部分又はますの清掃とする。
	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	公共下水道の排水施設への物件設置の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	下水道法 第24条第1項
法令(例規)番号	昭和33年法律第79条
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 14 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 14 日</p>
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 維持担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(行為の制限等)</p> <p>第24条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)</p> <p>(2) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。</p> <p>(3) 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を設ける場合を除く。)</p> <p>2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむをえないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。</p> <p>法第24条第1項中「政令で定める軽微な行為」及び法第24条第2項中「政令で定める技術上の基準」については下水道法施行令第16条から第17条までの規定による。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	排水設備設置義務の期間延長許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町公共下水道条例 第8条ただし書
法令(例規)番号	昭和56年美幌町条例第23号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 維持担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(排水設備の設置義務)</p> <p>第8条 排水設備の設置は、供用開始の日から1年以内にしなければならない。ただし、町長が必要と認めた場合に限り、その期間の延長を許可することができる。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	下水道使用料等の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町公共下水道条例 第31条
法令(例規)番号	昭和56年美幌町条例第23号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 維持担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料等の減免)</p> <p>第26条 町長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料及び手数料を減免することができる。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	下水道受益者負担金等の徴収猶予
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町公共下水道受益者負担金等条例 第7条
法令(例規)番号	昭和48年美幌町条例第44号
標 準 処 理 期 間	総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 7 日
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 維持担当
審 査 基 準 の 内 容	(負担金等の徴収猶予) 第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金等の徴収を猶予することができる。 (1) 受益者が、当該負担金等を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが適当であると認められるとき。 (2) 受益者に、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該負担金等を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	下水道受益者負担金等の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町公共下水道受益者負担金等条例 第8条
法令(例規)番号	昭和48年美幌町条例第44号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 維持担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(負担金等の減免)</p> <p>第8条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金等を徴収しないものとする。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金等を減免することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が、公用に供し又は供することを予定している土地にかかる受益者</p> <p>(2) 国又は地方公共団体が、その企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が、公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(4) 公の生活扶助により保護を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p> <p>(5) 事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</p> <p>(6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	個別排水処理施設受益者分担金の徴収猶予
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	個別排水処理施設管理及び運営等に関する条例 第16条
法令(例規)番号	平成9年美幌町条例4号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	建設水道部 建設グループ 維持担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(分担金の徴収猶予)</p> <p>第16条 町長は、受益者が災害、盗難その他事故が生じたことなどにより、分担金を納付することが困難であると認めた場合、分担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>個別排水処理施設管理及び運営等に関する条例施行規則 (分担金の徴収猶予)</p> <p>第10条</p> <p>3 徴収猶予の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 災害、盗難その他の事故については、その状況により2年以内の期間を猶予</p> <p>(2) 町長がその状況により、特に徴収猶予の必要があると認めた場合については、町長の認定する期間を猶予</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処分の概要	個別排水処理施設受益者分担金の減免											
法令(例規)名及び根拠条項	個別排水処理施設管理及び運営等に関する条例 第17条											
法令(例規)番号	平成9年美幌町条例4号											
標準処理期間	総日数 7日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 7日											
所管部署名	建設水道部 建設グループ 維持担当											
審査基準の内容	<p>(分担金の減免)</p> <p>第17条 町長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。</p> <p>(1) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p> <p>(2) 事業のための物件、労力又は金銭を提供した受益者</p> <p>(3) 前2号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる受益者</p> <p>個別排水処理施設管理及び運営等に関する条例施行規則 (分担金の減免)</p> <p>第12条</p> <p>2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、別表に基づき、その適否及び減免額を決定し、個別排水処理施設受益者分担金減免決定(却下)通知書により通知するものとする。</p> <p>別表(第12条関係)</p> <p>個別排水処理施設受益者分担金減免基準</p> <p>1 条例第17条第1号の規定によるもの</p> <table border="1" data-bbox="453 1682 1426 1883"> <thead> <tr> <th>減免の対象となる受益者</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている受益者</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>(2) 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</td> <td>100%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例第17条第2号の規定によるもの</p> <table border="1" data-bbox="453 1917 1426 2040"> <thead> <tr> <th>減免の対象となる受益者</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業のため物件、労力又は金銭を提供した受益者</td> <td>提供した物件、労力、金銭等に対応する範囲で減免</td> </tr> </tbody> </table>		減免の対象となる受益者	減免率	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている受益者	100%	(2) 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者	100%以内	減免の対象となる受益者	減免率	事業のため物件、労力又は金銭を提供した受益者	提供した物件、労力、金銭等に対応する範囲で減免
減免の対象となる受益者	減免率											
(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている受益者	100%											
(2) 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者	100%以内											
減免の対象となる受益者	減免率											
事業のため物件、労力又は金銭を提供した受益者	提供した物件、労力、金銭等に対応する範囲で減免											

	3 条例第17条第3号の規定によるもの	
	減免の対象となる受益者	減免率
	状況により特に減免する必要があると町長が認めた受益者	町長が定める。
	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの	
備 考		